

労働者派遣事業報告書について

概要

受注入力、勤怠、スタッフマスタ雇用契約、教育実施入力を基に、労働者派遣事業報告書を出力します。

基本操作

[管理]-[法令帳簿]-[労働者派遣事業報告書]メニューを選択します。

1. 出力する条件を指定します。
2. プレビュー(F8)、印刷(F9)ボタンを押下して、労働者派遣事業報告書を出力します。

項目説明

出力条件項目	
報告対象期間	年度報告する期間の開始年月日と終了年月日を指定します。 ※システム日付の年とシステム固定で持つ決算年月日の日付により、初期値をセットします。

報告年月日(6月1日現在)	6月1日現在の状況報告をする際の報告年月日を指定します。 ※初期値 6月1日(土日祝の場合は、翌営業日)をセットします。
得意先 NO	[得意先 NO]を範囲指定して検索できます。[得意先 NO]を直接入力するか、「▼」をクリックし、[得意先検索]より選択します。
絞込	[得意先検索]が表示され、連続しない得意先 NO を複数選択することができます。条件を設定した場合、[解除]ボタンの右横に「対象 X 件」と表示されます。
解除	[絞込]ボタンから選択した設定を、全てクリアします。
受注部門	受注入力で登録した部門を指定できます。 「全社」を指定した場合は、全部門の「労働者派遣事業報告書」を出力します。(部門単位でシートが分かります。)
出勤区分	出力対象とする、システム固定で持っている出勤区分「通常出勤、法定内休出、法定外休出、欠勤、有休(1日)、調整」及び、名称マスタで任意に設定した出勤区分をチェックボックスより選択します。

ボタン説明

ヘルプ							プレビュー	印刷		終了	
F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	F10	F11	F12

ファンクションキー	
ヘルプ(F1)	[労働者派遣事業報告書]のオンラインヘルプを表示します。
プレビュー(F8)	画面の出力条件を基に対象データを Excel に表示します。
印刷(F9)	画面の出力条件を基に対象データをプリンタから印刷します。
終了(F12)	[労働者派遣事業報告]の画面を閉じます。



注意①

開始年月日・終了年月日を範囲指定、報告年月日を入力する必要があります。
入力されていない、もしくは開始・終了どちらかがブランクの場合は、画面の MSG を出力し、入力してもらうように促します。



**注意②**

労働者派遣事業報告書は、請求計算済みデータをもとに集計している箇所がありますので、正しいデータを出力するには、[報告対象期間]に設定している期間内の請求計算処理を完了させてから出力することを推奨しています。

**注意③**

「[●労働者派遣事業報告の出力内容](#)」につきまして、スタッフエクスプレスから出力できる項目は、赤枠で囲われている部分のみとなります。
赤枠で囲われていない部分につきましては、お客様が直接入力をおこなっていただく必要がありますので、ご了承ください。

**よくある Q&A****質問**

「労働者派遣事業報告書」を出力したいのですが、請求計算処理まで済ませておく必要はありますか。



請求計算済みのデータを集計している項目がありますので、請求計算処理を行ってから「労働者派遣事業報告書」の出力をおこなってください。

●労働者派遣事業報告の出力内容

1. 様式第 11 号(第 1 面)

様式第11号 (第1面)		(日本産業規格 A 列 4)	
		① 許可番号	
		事業所枝番号	
		② 許可年月日	年 月 日
労働者派遣事業報告書 (年度報告) (6月1日現在の状況報告)			
年 月 日			
厚生労働大臣 殿			
③ 提出者			
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。			
④ (ふりがな) 1 氏名又は名称			
⑤ 2 住 所	〒 ()		
⑥ (ふりがな) 3 代表者の氏名 (法人の場合)			役 名
⑦ (ふりがな) 4 事業所の名称			
⑧ 5 事業所の住所	〒 ()		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 2 中小企業		
7 産業分類	名称		分類 番号
⑨ 8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日			
⑩ 9 民営職業紹介事業との兼業	1 有 2 無		許可・届出番号 ⑪
10 親会社の名称			備考
①労働者派遣事業の許可番号		②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11 請負事業の実施 ⑫	1 有 2 無		うち構内請負の実施 1 有 2 無
12 備考			
※労働局記入欄			

様式第 11 号(第 1 面)の集計項目	
① 許可番号	[会社マスタ]-[会社情報]タブ[基本]タブの「労働者派遣事業」に登録した許可番号が出力されます。
② 許可年月日	[会社マスタ]-[会社情報]タブ[基本]タブの「労働者派遣事業」、「許可年月日」に登録した年月日が出力されます。
③ 会社名及び代表者名	[会社マスタ]-[会社情報]タブ[基本]タブの「会社名」及び「代表者名」、「代表者役職」が出力されます。
④ 氏名又は名称	[会社マスタ]-[会社情報]タブ[基本]タブの「会社名」が出力されます。
⑤ 住所	[会社マスタ]-[会社情報]タブ[基本]タブの「住所」が出力されます。
⑥ 代表者の氏名	[会社マスタ]-[会社情報]タブ[基本]タブの「代表者氏名」及び「代表者役職」が出力されます。
⑦ 事業所の名称	[会社マスタ]-[会社情報]タブ[基本]タブの「会社名」及び[労働者派遣事業報告書]の[配置部門]で選択した部門の「部門名」が出力されます。
⑧ 事業所の住所	[労働者派遣事業報告書]の[配置部門]で選択した部門の「住所」が出力されます。 出力される住所は、[部門マスタ]-[住所]タブの「住所」になります。
⑨ 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	[労働者派遣事業報告書]の[報告対象期間]で指定した期間が出力されます。
⑩ 民間職業紹介事業との事業	[会社マスタ]-[会社情報]タブ[基本]タブの「有料職業紹介事業」、「許可番号」の登録がある場合は「有」、なければ「無」になります。
⑪ 許可・届出番号	[会社マスタ]-[会社情報]タブ[基本]タブの「有料職業紹介事業」に登録した許可番号が出力されます。
⑫ 請負事業の実施	[受注入力]の取引区分が「請負」かつ、受注年月が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内で請求計算済のデータが 1 件以上存在する場合は「有」、なければ「無」になります。



よくある Q&A



質問

「労働者派遣事業の売上高」の金額ですが、例えば、報告対象期間が「2018/04/01～2019/03/31」だった場合、「2019/03/16～2019/04/15」で請求を締めたデータはどのように反映されますか。



「労働者派遣事業報告書」を[プレビュー(F8)]もしくは[印刷(F9)]したタイミングで、「2019/03/16～2019/04/15」の請求データが既に締まっている(請求計算処理されている)のであれば、「2019/03/16～2019/04/15」の請求データの中の「2019/03/16～2019/03/31」までの請求金額が反映されます。

2. 様式第 11 号(第2面)

様式第11号 (第2面)

(日本産業規格 A 列 4)

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績(実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間 が1年以上の 派遣労働者	うち同じ職場 に1年以上派遣 見込みの者	通算雇用期間 が1年未満の 派遣労働者	うち同じ職場 に1年以上派遣 見込みの者
①全労働者		—	—	—	—
②派遣労働者総計	0	0	0	0	0
③無期雇用派遣労働者	0				
④有期雇用派遣労働者	0				
⑤日雇派遣労働者	0				
⑥登録者 ※		—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 労働者派遣事業の売上高

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数(実人数)

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数(実数)

②労働者派遣契約の期間別件数(延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
0										

(6) 教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

①労働安全衛生法第58条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
教育の内容				
別紙				

③主な派遣先事業主(取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地

②その他の教育訓練(①及び(11)に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	貸金支給の別 1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
訓練の内容					
別紙					

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数(人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につづいた労働者数(人)

(8) 雇用安定措置(法第30条)の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置(派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数	第2号の措置(新たな派遣先の提供)を講じた人数	第3号の措置(派遣元で派遣労働者以外を無期雇用)を講じた人数	第4号の措置(その他の措置)を講じた人数	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
計	0						
3年見込み							
2年半から3年未満見込み							
2年から2年半未満見込み							
1年半から2年未満見込み							
1年から1年半未満見込み							
1年未満見込み(※1)							

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (7)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

様式第 11 号(第 2 面)項目	
① 派遣労働者数等雇用実績(実人数)(報告対象期間末日現在)	[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」以外のスタッフのうち、就業年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」末日現在の勤怠が 1 件でも存在するスタッフの実人数となります。通算雇用期間は、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[通算雇用期間]を基に、有期無期区分は、スタッフマスタ雇用契約データを基に判定します。 詳細は、「■通算雇用期間の算出について」をご参照ください。
② 日雇派遣労働者	[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」のスタッフのうち、就業年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」末日現在の勤怠が 1 件でも存在するスタッフの実人数となります。
③ 登録者	[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[ログイン]タブの設定がされていない、かつ[スタッフマスタ]-[概要]タブの「退職年月日」が未設定、かつ報告対象期間の末日現在が[スタッフマスタ]-[概要]タブの「無効日」で無効期間が設定されておらず、かつ[スタッフマスタ]-[概要]タブの「有期無期雇用区分」が無期以外のスタッフの実人数となります。 ※スタッフマスタ雇用契約データで、「有期無期雇用区分」＝有期の雇用契約が登録済みであればクーリングに該当しても集計対象となります。
④ 労働者派遣事業の売上高	[受注入力]の取引区分が「派遣」「紹介予定派遣」、かつ売上年月日及び就業年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内の請求計算済の売上金額となります。
⑤ 請負事業の売上高	[受注入力]の取引区分が「請負」、かつ売上年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内の売上金額となります。
⑥ 派遣先事業所数(実数)	[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」で、勤怠が存在する得意先件数を出力します。
⑦ 労働者派遣契約の期間別件数(延べ件数)	[受注入力]の受注年月日が、[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内に該当する、就業期間より算出した件数となります。 ※[受注ステータス]が「受注」で登録されていない[受注入力]はカウントされません。
⑧ ①労働安全衛生法第 59 条の規定に基づく安全衛生教育	別紙に記載。
⑨ その他の教育訓練(①及び(11)に係るものを除く)	別紙に記載。
⑩ 主な派遣先事業主(取引額上位5社)	[受注入力]の[取引区分]が「派遣」「紹介予定派遣」、かつ売上年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内の売上で請求計算済の売上金額上位 5 件の得意先を表示します。

⑪ イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)	[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[採用募集]タブの「面接日」が、[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内で、かつ[スタッフマスタ]-[希望]タブ[単価・期間・雇用形態]タブの雇用形態「紹介予定派遣」にチェックが付いているスタッフの実人数となります。
⑫ ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数(人)	就業年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内で、かつ就業年月日も[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内の受注で[受注入力]-[取引区分]が「紹介予定派遣」のスタッフ人数となります。
⑬ 雇用安定措置(法第30条)の措置の実績対象派遣労働者数	[連絡記録]-[連絡記録入力]で、雇用安定措置に定義された登録を行ったスタッフの実人数となります。 なお、雇用安定措置の定義設定は、[会社マスタ]-[会社運用]タブ[コンプライアンス]タブの連絡記録(雇用安定処理)で事前に行って頂く必要があります。 会社マスタについては、以下をご参照ください。 ●会社マスタについて https://www.staffexpress.jp/help201701/pdf_help/02_06.pdf



よくある Q&A



質問

[様式第11号(第2面)]-[(6)雇用安定措置(法第30条)の措置の実績]の説明文に「[連絡記録]-[連絡記録入力]で、雇用安定措置に定義された登録を行ったスタッフの実人数となります」と記載されていますが、どのようなスタッフが対象となりますでしょうか。



[連絡記録]-[連絡記録入力]で、雇用安定措置に定義された登録を行ったスタッフとは、以下の条件に合致するスタッフとなります。

- ・連絡記録入力で、[マスタ]-[会社マスタ]-[会社運用]-[コンプライアンス]-[連絡記録(雇用安定措置)]に登録されている、連絡区分が登録されているデータ。
- ・上記に紐づくスタッフの[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[同じ職場への派遣期間の見込み]が設定されているスタッフ。

上記2つの条件が合致したスタッフが対象となり、集計された人数が[(6)雇用安定措置(法第30条)の措置の実績]に出力されます。

3. 様式第 11 号(第2面)-別紙

様式第11号 (第2面)

(日本産業規格 A 列 4)

I 年度報告

(6) 教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 ・ 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
	教育の内容				
イ					
ロ					
ハ					
ニ					
ホ					
ヘ					
ト					
チ					
リ					
ヌ					
ル					
ヲ					
ヅ					
カ					
コ					

①

様式第 11 号(第2面)-別紙項目

① 労働安全衛生法第 59 条の規定に基づく安全衛生教育

[教育実施入力]の実施開始日または[教育実施入力]-[対象教育]-[実施日]が、[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内で、かつ該当の教育 NO で登録をした内容を表示します。

なお、該当の教育 NO は事前に[詳細]-[教育マスタ]-[派遣タブ]-[労働安全衛生法第 59 条]で、労働安全衛生法第 59 条の1、2のいずれかを選択しているものになります。

1人当たりの平均実施時間は、(教育実施ごとの時間1×スタッフ人数)÷教育を受けたスタッフ(重複なし)となります。

4. 様式第 11 号(第2面)-別紙

様式第11号 (第2面)

I 年度報告

(4) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

② その他の教育訓練（①及び（9）に係るものを除く）

訓練の内容	訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	資金支給の別	1人当たりの平均実施時間
	1 OJT ・ 2 OFF-JT	1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	
イ					
ロ					
ハ					
ニ					
ホ					
ヘ					
ト					
チ					
リ					
ヌ					
ル					
ヲ					
ワ					
カ					
コ					

②

様式第 11 号(第2面)-別紙項目

② その他の教育訓練（①及び（9）に係るものを除く）	[教育実施入力]の実施開始日または[教育実施入力]-[対象教育]-[実施日]が、[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内で、かつ[詳細]-[教育マスタ]-[派遣タブ]-[教育訓練区分]が[その他]で選択済みの教育NO で登録をした内容を表示します。 1人当たりの平均実施時間は、(教育実施ごとの時間1×スタッフ人数)÷教育を受けたスタッフ(重複なし)となります。
----------------------------	---



よくある Q&A



質問

「様式第 11 号(第 2 面)-別紙項目」を正しく出力するために、事前に設定が必要な個所はありますでしょうか。



下記の事前設定が必要になります。

・[マスタ]-[詳細]-[教育マスタ]の該当教育 NO に、「労働安全衛生法 第 59 条」の設定をする。

※教育マスタについては、以下をご参照ください。

●教育マスタについて

https://www.staffexpress.jp/help201701/pdf_help/02_10_03.pdf

・[報告対象期間]に設定している期間内に含まれる[教育実施入力]に、[教育 NO]の入力がされていること。

※教育実施入力については、以下をご参照ください。

●教育実施入力について

https://www.staffexpress.jp/help201701/pdf_help/11_05.pdf

5. 様式第 11 号(第3面)

様式第11号 (第3面)

(日本産業規格 A 列 4)

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均 ①	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	派遣労働者平均 ②	無期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
全業務平均								
01～99の合計額/記載業務の合計数								
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08 建築・土木・測量技術者								
09 情報処理・通信技術者								
10 その他の技術者								
11 医師								
12 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者								
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

様式第 11 号(第 3 面)項目	
①派遣料金(1日(8時間当たり)の額)	[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」以外のスタッフの、就業年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内の勤怠のうち、労働者派遣事業報告書の職業ごとの1日(8時間当たり)の売上金額となります。 有期無期区分は、スタッフマスタ雇用契約データを基に判定します。 なお、労働者派遣事業報告書の職業は[受注入力]の「職業 NO」で判断をしており、[システム]-[職業マスタ]の「労働者派遣事業の職業」で事前に設定する必要があります。
②派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)	[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」以外のスタッフの、就業年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内の勤怠のうち、労働者派遣事業報告書の職業ごとの1日(8時間当たり)の支払金額となります。 また、[スタッフマスタ]-[概要]タブの有期無期雇用の設定で、無期及び有期の判断を、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]タブの協定対象派遣労働者の設定で、協定対象派遣労働者の判断をいたします。 なお、労働者派遣事業報告書の職業は[受注入力]の「職業 NO」で判断をしており、[システム]-[職業マスタ]の「労働者派遣事業の職業」で事前に設定する必要があります。



よくある Q&A



質問

[様式第 11 号(第 3 面)]を正しく出力するために、事前に設定が必要な個所はありますか。



下記の事前設定が必要になります。

・[マスタ]-[システム]-[職業マスタ]の該当職業 NO に、「労働者派遣事業報告書の職業」の設定をする。

※職業マスタについては、以下をご参照ください。

●職業マスタについて

https://www.staffexpress.jp/help201701/pdf_help/02_11_04.pdf

・[報告対象期間]に設定している期間内に含まれる[受注入力]に、[職業 NO]の入力がされていること。

※受注入力については、以下をご参照ください。

●受注入力について

https://www.staffexpress.jp/help201701/pdf_help/04_02.pdf

・[マスタ]-[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[協定対象派遣労働者]を設定する。

※スタッフマスタについては、以下をご参照ください。

●スタッフマスタについて

https://www.staffexpress.jp/help201701/pdf_help/02_01.pdf

**質問**

[職業マスタ]-[労働者派遣事業の職業]に「分類不能の職業」で設定しているものがひとつもないのに、[様式第 11 号(第 3 面)]-[99 分類不能の職業]に金額が出力されています。なぜでしょうか。



[職業マスタ]-[労働者派遣事業の職業]に「その他の運搬・清掃・包装等従事者」で登録されているデータはありませんでしょうか？

「その他の運搬・清掃・包装等従事者」は日本標準職業分類のひとつではありますが、労働者派遣事業報告書では項目をもっていません。そのため、労働者派遣事業報告書上、振り分け先がない職業となりますため、「99 分類不能の職業」に集計されます。

**質問**

[様式第 11 号(第 3 面)]の「派遣料金」および「派遣労働者の賃金」に表示される、金額の計算式(算出方法)を教えてください。



以下の算出方法で出力しております。

【派遣料金】

[労働者派遣事業報告]-[報告対象期間]に設定している期間の勤怠を対象としております。

なお、対象となる勤怠は以下となります。

- ・請求金額：基本金額+(所定内)残業金額+残業金額+深夜金額+深夜残業金額
+法定外金額+法定内金額+補正基本金額+補正残業金額
+45H 超金額+60H 超金額+請求項目 1~17(税抜金額)+消費税
- ・請求時間：基本時間+(所定内)残業時間+残業時間+法定外時間+法定内時間

受注入力の[職業 NO]ごとに、上記の請求金額と請求時間を集計し、「請求金額÷請求時間×8」で、8 時間当たりの金額を算出しております。なお、合わせて[スタッフマスタ]-[基本]-[有期無期雇用]の有期と無期ごとに集計を行っております。

※有期・無期の判定は、[スタッフマスタ]-[基本]-[有期無期雇用]-[...] -[雇用契約管理]のデータでおこなっています。

↓(続く)

【派遣労働者の賃金】

労働者派遣事業報告書の報告対象期間の勤怠を対象としております。

なお、対象となる勤怠は以下となります。

- ・支給金額：基本金額＋(所定内)残業金額＋残業金額＋深夜金額＋深夜残業金額
＋法定外金額＋法定内金額＋補正基本金額＋補正残業金額
＋45H 超金額＋60H 超金額＋支給手当 1～20
- ・支給時間：基本時間＋(所定内)残業時間＋残業時間＋法定外時間＋法定内時間

受注入力の職業 No ごとに上記、支給金額と支給時間を集計し、「支給金額÷支給時間×8」で、8 時間当たりの金額を算出しております。なお、合わせて[スタッフマスタ]-[基本]-[有期無期雇用]の有期と無期ごとに集計を行っており、更に[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[協定対象派遣労働者]が「対象」となっているスタッフの集計も行っております。

※有期・無期の判定は、[スタッフマスタ]-[基本]-[有期無期雇用]-[...] -[雇用契約管理]のデータでおこなっています。

6. 様式第 11 号(第4面)

第 3 面からの続きとなります。

様式第11号 (第4面)

(日本産業規格A列4)

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生産支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調製従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ～45 自衛官、司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
50 機械組立設備制御・監視従事者								
51 製品製造・加工場内従事者								
52 機械組立従事者								
53 機械整備・修繕従事者								
54 製品検査従事者								
55 生産関連・生産類似作業従事者								
56 輸送運転従事者								
57 自動車運転従事者								
58 船舶・航空機運転従事者								
59 その他の輸送従事者								
60 設置・建設機械運転従事者								
61 建設組付工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
62 建設従事者（建設組付工事従事者を除く）								
63 電気工事従事者								
64 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
65 採掘従事者								
66 運搬従事者								
67 清掃従事者								
68 包装従事者								
69 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
70 分類不能の職業								

7. 様式第 11 号(第5面)

様式第11号 (第5面)

(日本産業規格 A 列 4)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額) ①	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者 ②	協定対象派遣労働者
全業務平均			
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	
書類の備付け	
その他()	

様式第 11 号(第 5 面)項目	
①日雇派遣労働者の派遣料金(1 日(8時間当たり)の額)	[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」のスタッフで、就業年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内の勤怠のうち業務(政令)種類ごとの1日(8時間当たり)の売上金額となります。 なお、業務(政令)種類は[受注入力]-[就業条件]タブ[派遣]タブの「業務(政令)」で登録されている内容で判断します。
②日雇派遣労働者の業務別賃金(1 日(8時間当たり)の額)	[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」のスタッフで、就業年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内の勤怠のうち業務(政令)種類ごとの1日(8時間当たり)の支払金額となります。 また、協定対象派遣労働者は、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[協定対象派遣労働者]の設定を基に判定します。 なお、業務(政令)種類は[受注入力]-[就業条件]タブ[派遣]タブの「業務(政令)」で登録されている内容で判断します。



よくある Q&A



質問

[様式第 11 号(第 5 面)]-[①日雇派遣労働者の業務別派遣料金(1 日(8時間当たり)の額)]-[全業務平均]に、[4-1(情報処理システム開発)]～[4-18(セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)]以外の金額も含まれているようなのですが、どのように算出されていますか。



[労働者派遣事業報告]-[報告対象期間]に設定した期間に当てはまる、[受注]-[受注入力]-[就業条件]-[派遣]-[業務(政令)]に「令第 4 条第 1 項 1 号 情報処理システム開発」～「令第 4 条第 1 項 18 号 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業」のいずれかが登録されている受注の金額に加え、[マスタ]-[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[日雇派遣例外]-[要件]が「高齢者」「昼間学生」「副業者」「主たる生計者以外の者」に設定されているスタッフの金額を合算し、合算金額の平均により算出されています。

8. 様式第 11 号(第 6 面)

様式第11号 (第6面)

(日本産業規格 A 列 4)

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の方	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・ 知見の有る者	
					職務経験有り	知見有り
計						
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者				—		
営業職				—		
その他				—		

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者
0			①			0		③

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1)フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練 1 コマの時間 (複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法 の別 1 計画的 なOJT・2 OFF-JT・3 OJT(計画 的なもの以外)	訓練の実施 主体の別 1 事業 主・2 派 遣先・3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担 の別 1 無償 (実費負担 なし)・2 無償(実費 負担あり) ・3 有償	貸金支給の 別 1 有給 (無給部分 なし)・2 有給(無給 部分あり) ・3 無給
	上段：種別(1雇入時・2派遣中・ 3待機中・4入社○年目・5長期的な キャリア形成を念頭に置いた内容の教育 訓練の対象となる無期雇用派遣労働 者・6その他)				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した 者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
②												

別紙

各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の 総計」の合計 (a)	④				1～3年目の a の合計 (c)	⑦
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人 数 (b)	⑤				1～3年目の b の合計 (d)	⑧
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について 1 人当たりの平均 実施時間 (a ÷ b)	⑥				1～3年目の厚生労働大臣が定める 基準を満たす教育訓練について 1 人 当たりの平均実施時間 (c ÷ d)	⑨
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1 人 1 時間当たり平均)						

様式第 11 号(第 6 面)項目	
① 全派遣労働者数	[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」以外のスタッフのうち、就業年月日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」末日現在の勤怠が 1 件でも存在するスタッフの実人数となります。 有期無期区分は、スタッフマスタ雇用契約データを基に判定します。 値は、⑤_1～⑤_3 で共通となります。
② 実施した者の人数	[連絡記録]-[連絡記録入力]で、連絡日が[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内で、かつキャリア・コンサルティングに定義された登録を行ったスタッフの実人数となります。 集計は[スタッフマスタ]の所属部門単位に行います。 有期無期区分は、スタッフマスタ雇用契約データを基に判定します。 なお、キャリア・コンサルティングの定義設定は、[会社マスタ]-[会社運用]タブ[コンプライアンス]タブの連絡記録(キャリア・コンサルティング)で事前に行って頂く必要がございます。 値は、⑤_1～⑤_3 で共通となります。
③ キャリアアップに資する教育訓練(明細)	別紙に記載
④ 「実施時間の総計」の合計(a)	明細シートの縦計の集計値(明細の上段:実施時間合計)を算出します。
⑤ 受講者の実人数(b)	実際に受講した人数を算出します。 同一年に同一人物が複数受講した場合は、1 人として算出します。(重複した状態で集計しない)
⑥ 1 人当たりの平均実施時間(a÷b)	④÷⑤を算出します。小数点以下切捨てです。
⑦ 1～3 年目の a の合計(c)	④で算出した値から、4 年目以降の対象スタッフ分を除外した合計値を算出します。
⑧ 1～3 年目の b の合計	⑤で算出した値から、4 年目以降の対象スタッフ分を除外した合計値を算出します。
⑨ 1～3 年目の 1 人当たりの平均実施時間(c÷d)	⑦÷⑧を算出します。小数点以下切捨てです。

**参考**

第 6 面は、③キャリアアップに資する教育訓練を、スタッフの定義ごとに別シートで出力されるため、下記となります。

- ⑥-1、⑥-(11)-3_1_明細 …… フルタイム(1 年以上雇用見込み)の集計、明細シート
 - ⑥-2、⑥-(11)-3_2_明細 …… 短時間勤務(1 年以上雇用見込み)の集計、明細シート
 - ⑥-3、⑥-(11)-3_3_明細 …… 1 年未満雇用見込みの集計、明細シート
-

9. 様式第 11 号(第 6 面)-別紙

様式第11号 (第 6 面)										(日本産業規格 A 列 4)			
(9) キャリアアップ措置の実績 ①													
③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)													
② 訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間 (複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的 なOJT・2 OFF-JT・ 3 OJT (計画的 なもの以 外)	訓練の実 施主体の 別 1 事業 主・2 派 遣先・3 訓練機 関・4 そ の他	訓練費負 担の別 1 無償 (実費負 担なし) ・2 無償(実 費負担あ り)・3 有償	賃金支給 の別 1 有給 (無給部 分なし) ・2 有給(無 給部分あ り)・3 無給	
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
イ 入職時等基礎的訓練													
(イ)									備考				
(ロ)									備考				
ロ 職能別訓練													
(イ)									備考				
(ロ)									備考				
ハ 職種転換訓練													
(イ)									備考				
(ロ)									備考				
ニ 階層別訓練													
(イ)									備考				
(ロ)									備考				
ホ その他の教育訓練													
(イ)									備考				
(ロ)									備考				

様式第 11 号(第 6 面)-別紙項目

① キャリアアップに資する教育訓練(シート分割)	フルタイム(1年以上雇用見込み)、短時間勤務(1年以上雇用見込み)、1年未満雇用見込みの3種類毎にシートが分かれて出力されます。 スタッフの定義は以下の通りです。 <u>フルタイム(1年以上雇用見込み)</u> [スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[同じ職場への派遣期間の見込み]が「1年から1年半未満見込み」以上 かつ [スタッフマスタ]-[社保]-[社保被保険者区分]が「(無指定)」「月給」「月給(一般)」 <u>短時間勤務(1年以上雇用見込み)</u> [スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[同じ職場への派遣期間の見込み]が「1年から1年半未満見込み」以上 かつ
--------------------------	--

	[スタッフマスタ]-[社保]-[社保被保険者区分]が「短時間就労」「短時間労働」 <u>1 年未満雇用見込み</u> [スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[同じ職場への派遣期間の見込み]が「1 年未満見込み」
② キャリアアップに資する教育訓練-(明細)	[教育実施入力]の実施開始日または[教育実施入力]-[対象教育]-[実施日]が、[労働者派遣事業報告書]の「報告対象期間」内で、かつ[詳細]-[教育マスタ]-[派遣タブ]-[教育実施区分]が「キャリアアップに資するもの」で選択済みの教育 NO で登録をした内容を表示します。 なお、[訓練負担]が「無償(実費負担なし)」かつ[賃金支給]が「有給(無給部分なし)」のみ、出力対象となります。 [実施時間の総計]が分単位を含む場合は、切り上げて時間で表記します。 [実施者の実人数]の1 年目～4 年目以降は、[スタッフマスタ]-[入社年月日]と、[教育実施入力]-[実施開始日]または[教育実施入力]-[対象教育]-[実施日]から判断します。

明細の各出力内容

②	
訓練の内容等(タイトル)	[教育実施入力]-[対象教育]タブ-[教育 NO]に登録している対象教育の[教育マスタ]-[キャリアアップ区分]を表示します。
訓練の内容等(明細)	[教育実施入力]-[対象教育]タブ-[教育事項]を表示します。
対象となる派遣労働者-上段	[教育実施入力]-[対象教育]タブ-[受講対象者のチェック]を表示します。 (雇入時=1/派遣中=2/待機中=3/入社〇年目=4/無期雇用=5/その他=6)
対象となる派遣労働者-下段	システムからは出力していません。
実施時間の総計	[教育実施入力]-[対象教育]タブ-[教育時間 1]の時間×受講人数([教育実施入力]-[対象スタッフ]タブに登録しているスタッフの人数)を表示します。
受講者の実人数	[教育実施入力]-[対象スタッフ]タブに登録しているスタッフの人数を表示します。 ※同一年、同一教育訓練で重複した場合は除外しています。 ※別年、同一教育訓練の場合は、別セル(1 年目、2 年目の各セル)に記載しています。

訓練方法の別	[教育実施入力]-[対象教育]タブ-[訓練方法]を表示します。(OJT=1 / OFF-JT=2 / OJT(計画的なもの以外)=3)
訓練の実施主体の別	[教育実施入力]-[対象教育]タブ-[実施主体]を表示します。(事業主=1 / 得意先=2 / 訓練機関=3 / その他=4)
訓練負担の別	[教育実施入力]-[対象教育]タブ-[訓練負担]を表示します。(無償(実費負担なし)=1 / 無償(実費負担あり)=2 / 有償=3)
賃金支給の別	[教育実施入力]-[対象教育]タブ-[賃金支給]を表示します。(有給(無給部分なし)=1 / 有給(無給部分なし)=2 / 無給=3)
備考	システムからは出力していません。



よくある Q&A



質問

[様式第 11 号(第 6 面)-別紙項目]を正しく出力するために、事前に設定が必要な箇所はありますか？



下記の事前設定が必要になります。

・[スタッフマスタ]-[概要]-[入社年月日]

※スタッフマスタについては、以下をご参照ください。

●スタッフマスタについて

https://www.staffexpress.jp/help201701/pdf_help/02_01.pdf

・[教育マスタ]-[派遣]-[教育訓練区分]、[キャリアアップ区分]

※教育マスタについては、以下をご参照ください。

●教育マスタについて

https://www.staffexpress.jp/help201701/pdf_help/02_10_03.pdf

・[報告対象期間]に設定している期間内に含まれる[教育実施入力]に、[教育 NO]の入力がされていること。

※教育実施入力については、以下をご参照ください。

●教育実施入力について

https://www.staffexpress.jp/help201701/pdf_help/11_05.pdf

**質問**

フルタイム勤務時に教育訓練を受講した後、短時間勤務に変更になったスタッフは、[様式第 11 号(第 6 面)－別紙項目]のどのシートに記載されますか？



教育訓練を受講した当時の状況で出力されますので、1. フルタイム(1 年以上雇用見込み)のシートに出力されます。教育訓練を受講した後、退職したスタッフの場合も同様で、教育訓練を受講した当時の状況で出力されます。

**質問**

受講者の実人数に、「各年に同一の訓練を複数回受講した者は重複計上しないこと」と記載されていますが、具体的にはどのような出力になりますか。



入社してから 1 年目に、教育訓練 A を受講した後、教育訓練 A を再度受講した場合は、重複計上しないため人数に計上されません。

ただし、入社 2 年目に突入してから教育訓練 A を再度受講した場合は、1 年目に「1 人」、2 年目に「1 人」と各年に人数を計上します。

具体的には、以下のように計上します。

例) 報告対象期間: 2018/04/01～2019/03/31 の場合

入社年月日 2018/02/01 のスタッフ A が以下の教育訓練を受講したとする。

教育訓練① 実施日: 2018/12/01 …入社日から数えて 1 年目に受講

教育訓練① 実施日: 2019/01/15 …入社日から数えて 1 年目に受講

→同一年に同一教育訓練を受講したため、重複していると判断する。

入社年月日 2018/02/01 のスタッフ B が以下の教育訓練を受講したとする。

教育訓練① 実施日: 2018/12/01 …入社日から数えて 1 年目に受講

教育訓練① 実施日: 2019/02/15 …入社日から数えて 2 年目に受講

→同一教育訓練を複数年に受講したため、それぞれの年数に計上する。

10. 様式第 11 号 (第7面)

様式第11号 (第7面)

(日本産業規格A列(4))

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

1. 派遣労働者の実人数

①派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数

派遣労働者計	うち通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
0				

②業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内訳)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
01 管理職・公務員	0				
02 法人・団体役員	0				
03 法人・団体管理職員	0				
04 その他の管理職・職業従事者	0				
05 研究者	0				
06 農林水産技術者	0				
07・08 製造技術者	0				
09 建築・土木・測量技術者	0				
10 情報処理・通信技術者	0				
11 その他の技術者	0				
12 -1 医師	0				
12 -2 薬剤師	0				
12 -3 歯科医師、獣医師	0				
13 -1 看護師	0				
13 -2 准看護師	0				
13 -3 保健師、助産師	0				
14 -1 診療放射線技術者	0				
14 -2 臨床検査技術者	0				
14 -3 その他の医療技術者	0				
15 その他の保健医療従事者	0				
16 社会福祉専門職業従事者	0				
17 公務員	0				
18 経営・金融・保険専門職業従事者	0				
19 教員	0				
20 宗教家	0				
21 著述家、記者、編集者	0				
22 音楽家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0				
23 音楽家、舞台芸術家	0				
24 その他の専門的職業従事者	0				
25 一般事務従事者	0				
26 会計事務従事者	0				
27 生産関連事務従事者	0				
28 営業・販売事務従事者	0				
29 外勤事務従事者	0				
30 運輸・郵便事務従事者	0				
31 事務用機器操作員	0				

様式第 11 号(第 7 面)項目	
① 派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数	実際に報告年月日(6 月 1 日現在)に派遣されているスタッフのうち、[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」以外のスタッフの実人数となります。 通算雇用期間は、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[通算雇用期間]を基に判定します。 有期無期区分は、スタッフマスタ雇用契約データを基に、協定対象派遣労働者は、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[協定対象派遣労働者]を基に判定します。 詳細は、「■通算雇用期間の算出について」をご参照ください。
② 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数	実際に報告年月日(6 月 1 日現在)に派遣されているスタッフのうち、[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」以外のスタッフの労働者派遣事業報告書の職業ごとの実人数となります。 有期無期区分は、スタッフマスタ雇用契約データを基に、協定対象派遣労働者は、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[協定対象派遣労働者]を基に判定します。 なお、労働者派遣事業報告書の職業は[受注入力]の「職業 NO」で判断をしており、[システム]-[職業マスタ]の「労働者派遣事業の職業」で事前に設定する必要があります。

11. 様式第 11 号 (第8面)

様式第11号 (第8面)

(日本産業規格A列4)

②業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（総）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者	0				
33 販売類似職従事者	0				
34 営業職従事者	0				
35 家庭生活支援サービス職従事者	0				
36 介護サービス職従事者	0				
37 保健医療サービス職従事者	0				
38 生活衛生サービス職従事者	0				
39 飲食物販従事者	0				
40 接客・給仕職従事者	0				
41 居住施設・ビル等管理人	0				
42 その他のサービス職従事者	0				
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農従事者	0				
47 林従事者	0				
48 漁従事者	0				
49・50 生産設備制御・監視従事者	0				
51 機械組立設備制御・監視従事者	0				
52・53 製品製造・加工処理従事者	0				
54 機械組立従事者	0				
55 機械整備・修理従事者	0				
56・57 製品検査従事者	0				
58 機械検査従事者	0				
59 生産関連・生産類似作業従事者	0				
60 鉄道運転従事者	0				
61 自動車運転従事者	0				
62 船舶・航空機運転従事者	0				
63 その他の輸送従事者	0				
64 定置・建設機械運転従事者	0				
65 建設解体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設解体工事従事者を除く）	0				
67 電気工事従事者	0				
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者	0				
70 運搬従事者	0				
71 清掃従事者	0				
72 包装従事者	0				
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	0				
79 分類不別の職業	0				

③特定製造業従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
0				

①

④期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	0		
法第40条の2第1項第3号イ(短期プロジェクト業務)	0		
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	0		
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)	0		
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)	0		

②

様式第 11 号(第 8 面)項目	
① 特定製造業務従事者の実人数	実際に報告年月日(6 月 1 日現在)に派遣されているスタッフのうち、[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」以外のスタッフで、業務(政令)種類が「物の製造の業務」に該当する実人数となります。 業務(政令)種類は[受注入力]-[就業条件]タブ[派遣]タブの「業務(政令)」で判断します。有期無期区分は、スタッフマスタ雇用契約データを基に、協定対象派遣労働者は、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[協定対象派遣労働者]を基に判定します。
② 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数	実際に報告年月日(6 月 1 日現在)に派遣されているスタッフのうち、[スタッフマスタ]-[詳細]タブ[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」以外のスタッフの、業務(政令)種類が短完育介ごとの実人数、または、報告年月日(6 月 1 日現在)時点のスタッフの年齢が 60 歳以上のスタッフの実人数となります。 有期無期区分は、スタッフマスタ雇用契約データを基に判定します。 なお、業務(政令)種類は[受注入力]-[就業条件]タブ[派遣]タブの「業務(政令)」で登録されている内容で判断します。

12. 様式第 11 号 (第 9 面)

様式第11号 (第9面)

(日本産業規格A列4)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ～ivに該当しない者		i 高齢者		ii 児童学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	①	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
0										

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ～ivの合計)

日雇派遣労働者
協定対象 派遣労働者
②

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者 計	
	協定対象 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 保管		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストラーション		
4-11 卸売		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 O.Aインストール		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 各種業務		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

産業40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	④
産業40条の2第1項第3号ロ(日雇固定業務)	
産業40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
産業40条の2第1項第5号(介護休業等取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	

様式第 11 号(第 9 面)項目	
① 日雇派遣労働者の実人数	実際に報告年月日(6 月 1 日現在)に派遣されているスタッフのうち、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」で該当する実人数を、区分ごと(不明、高齢者、昼間学生、副業として従事する者、主たる生計者でない者)に集計した人数となります。 協定対象派遣労働者は、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[協定対象派遣労働者]を基に判定します。
② 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数	実際に報告年月日(6 月 1 日現在)に派遣されたスタッフのうち、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」のスタッフで、業務(政令)種類が「物の製造の業務」に該当する実人数となります。 業務(政令)種類は[受注入力]-[就業条件]タブ[派遣]タブの「業務(政令)」で判断します。 協定対象派遣労働者は、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[協定対象派遣労働者]を基に判定します。
③ 日雇派遣労働者の業務別実人数	実際に報告年月日(6 月 1 日現在)に派遣されたスタッフのうち、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」のスタッフの業務(政令)種類ごとの実人数となります。 なお、業務(政令)種類は[受注入力]-[就業条件]タブ[派遣]タブの「業務(政令)」で登録されている内容で判断します。 協定対象派遣労働者は、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[協定対象派遣労働者]を基に判定します。
④ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数	実際に報告年月日(6 月 1 日現在)に派遣されているスタッフのうち、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]タブの「日雇派遣例外要件」が「高齢者」～「主たる生計者以外の者」のスタッフの業務(政令)種類が短完育介ごとの実人数となります。 なお、業務(政令)種類は[受注入力]-[就業条件]タブ[派遣]タブの「業務(政令)」で登録されている内容で判断します。
⑤ 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数	就業年月日が報告年月日(6 月 1 日現在)から過去 1 年間、勤怠が存在するスタッフの実人数となります。
⑥ 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況	実際に報告年月日(6 月 1 日現在)に派遣されているスタッフのうち、社会保険に加入している実人数となります。 また、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]タブの「同じ職場への派遣期間見込み」で、雇用見込みの 1 年以上と 1 年未満を判断し、有期無期区分は、スタッフマスタ雇用契約データを基に判定します。



よくある Q&A



質問

[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[日雇派遣例外]-[要件]が「対象外」で登録されているスタッフは「日雇派遣労働者の実人数」にカウントされますか。



[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[日雇派遣例外]-[要件]が「対象外」になっているスタッフは、「日雇派遣労働者の実人数」にはカウントされません。「日雇派遣労働者の実人数」にカウントするためには、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[日雇派遣例外]-[要件]が「不明」「高齢者」「昼間学生」「副業者として従事する者」「主たる生計者でない者」のいずれかに設定しておく必要があります。

■ 通算雇用期間の算出について

通算雇用期間の「1 年以上」「1 年未満」は、[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[通算雇用期間]を基としていますが、労働者派遣事業報告書を出力する際に、出力対象となるスタッフのスタッフマスタ雇用契約データを基に算出・更新し、その結果を基に出力します。

【通算雇用期間の更新対象となるスタッフ】

1. 報告対象期間末日以前の勤怠データがある
2. 1の勤怠データに紐づく受注の取引区分が派遣または紹介予定派遣
3. 報告対象期間末日が履歴の使用開始、終了日に含まれる
4. [スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[通算雇用期間]≠「1 年以上」である

すでに[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[通算雇用期間]＝「1 年以上」となっているスタッフは、労働者派遣事業報告書出力時の更新処理は行われません。



よくある Q&A



質問

報告対象期間末日以前の勤怠データはあるが、スタッフマスタ雇用契約データがないスタッフがあります。この場合、通算雇用期間は何になりますか。



[スタッフマスタ]-[詳細]-[派遣]-[通算雇用期間]＝「1 年以上」として登録されていない場合は、「1 年未満」として更新されます。



質問

スタッフマスタ雇用契約データで、有期、無期の雇用契約が混在している場合、どのように判定されますか。



労働者派遣事業報告書-報告対象期間(終了)が該当する契約の有期無期区分で判定されます。

**質問**

スタッフマスタ雇用契約データが未登録の場合、有期無期区分はどのように判定されますか。



労働者派遣事業報告書の有期無期区分判定は、「無期かどうか」で判断しています。

そのため、スタッフマスタ雇用契約データが未登録の場合、有期無期区分＝空白（未設定）となり、「無期」ではありませんので、「有期」として振り分けられます。